

## 生駒市規則第9号

生駒市の臨時職員の給与の支給に関する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

生駒市長 山下 真

### 生駒市の臨時職員の給与の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号。以下「給与条例」という。）に基づき、臨時職員の給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(賃金の額)

第2条 給与条例第17条の3第2項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(通勤手当)

第3条 臨時職員のうち給与条例第8条の2の規定に該当する者については、通勤手当を支給する。

2 前項に定めるもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(賃金の減額)

第4条 臨時職員が勤務しないとき（年次有給休暇及び特別休暇により勤務しないときを除く。）は、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額（以下「勤務1時間当たりの賃金額」という。）を減額して賃金を支給する。

(1) 賃金が月額である場合 給与条例第13条の規定の例により算出した勤務1時間当たりの額

(2) 賃金が日額である場合 当該臨時職員の日額を当該臨時職員の1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 賃金が時間額である場合 当該臨時職員の時間額

2 前項に規定する勤務しない時間の計算方法は、その月の1日から末日までの期間において、勤務しなかった全時間数によって計算する。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(時間外勤務手当)

第5条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた臨時職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの賃金額に常勤の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた臨時職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市長が別に定める時間を除く。）に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの賃金額に常勤の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第6条 月額臨時職員には、給与条例第11条の規定の例により、一定の割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(期末手当)

第7条 期末手当は、給与条例第15条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に在職する臨時職員（別表に掲げる職種のうち一般事務の臨時職員を除く。以下この条において同じ。）に対して支給することができる。

2 期末手当の額は、基準日現在における賃金の基礎額に、給与条例第15条第2項に定める率及び給与条例第16条第2項第1号に定める率を合算した率を超えない範囲内で市長が定める率を乗じて得た額に、基準日以前6月以内におけるその者の在職期間の区分に応じて市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の基礎額は、月額で賃金を支給される臨時職員にあっては、基準日現在において当該臨時職員が支給されている賃金の月額とし、それ以外の臨時職員にあっては市長が別に定める基準により算定した額とする。

(施行の細目)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職種	時間額	日額	月額
一般事務	840円	6,510円	
保育士	1,210円		161,600円以上 178,800円以下
保育園調理員			130,000円以上 135,700円以下
保育園調理補助			128,400円以上 131,300円以下
保育園用務員			85,400円以上 89,200円以下
看護師	1,500円	11,625円	
保健師	1,600円	12,400円	
栄養士	1,450円	11,240円	
清掃技能員			142,200円
幼稚園講師	911円		161,600円以上 178,800円以下
小・中学校講師			170,300円以上 290,550円以下
学校給食配膳員	815円		
学校給食調理員	860円	6,665円	155,800円以上 195,800円以下
発掘調査員（内勤）		6,600円	
発掘調査員（外勤）		7,000円	
司書	860円	6,665円	
司書補助	840円	6,510円	
上記以外の職種	職務の内容に応じ市長が定める額		